

参考資料3－2

消食基第514号
令和7年8月26日

食品衛生基準審議会
会長 曽根 智史 殿

内閣総理大臣 石破 茂
(公印省略)

諮問書

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第1項の規定に基づく、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の規定に基づき定められた組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準(平成12年厚生省告示第234号)第4条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

組換えDNA技術応用添加物「*Streptomyces mobaraensis* T T G-1株」を利用して生産された「トランスグルタミナーゼ」を製造しようとする、天野エンザイム株式会社名古屋工場、養老工場及び滋賀工場の製造基準への適合確認について

以上

消食審第60号
令和7年12月9日

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

食品衛生基準審議会
会長 曽根 智史

答申書

令和7年8月26日付け消食基第514号をもって諮詢された件については、
下記のとおり答申する。

記

組換えDNA技術応用添加物「*Streptomyces mobaraensis* TTG-1株」を利用して生産されたトランスグルタミナーゼ」を製造しようとする天野エンザイム株式会社の名古屋工場、養老工場及び滋賀工場については、製造基準への適合が確認された。

(参考)

製造品目の名称

Streptomyces mobaraensis TTG-1株を利用して生産されたトランスグルタミナーゼ

製造所の名称及び所在地

名称	所在地
天野エンザイム株式会社名古屋工場	愛知県北名古屋市九之坪半野27番地
天野エンザイム株式会社養老工場	岐阜県大垣市上石津町牧田3600番地の1
天野エンザイム株式会社滋賀工場	滋賀県湖南市日枝町4番地19

以上